

令和 7 年 3 月 1 8 日

各障害福祉サービス事業所
施設長 様

京都市保健福祉局
障害保健福祉推進室

就労系障害福祉サービスにおける在宅利用の取扱いについて（通知）

就労系障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型）の在宅支援等の取扱い（利用に係る要件・手続）につきましては、「新型コロナウイルス対応に係る通所系サービスの基準等の臨時的な取扱いについて（第 5 版）（令和 5 年 5 月 2 日）」の「2」において、お示ししているところです。

令和 7 年度につきましても、同様の取扱いとしますので、下記のとおり、改めてお知らせします。

利用に係る要件は昨年度から変更ありません。各事業所におかれましては、本通知内容を御了知のうえ、適切なサービス提供を行うとともに、事務手続に遺漏のないようお願いいたします。

記

(1) 在宅利用の要件

① 利用者要件

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でもサービス利用による支援効果が認められる利用者

② 事業所要件

運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記したうえで、以下のア～キの項目全てを満たす場合

- | | |
|---|--|
| ア | 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。 |
| イ | 1 日 2 回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成を行うこと。 |
| ウ | 緊急時の対応ができること。 |
| エ | 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。 |
| オ | 事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等の I C T 機器の活用により、評価等を 1 週間につき 1 回は行うこと。 |
| カ | 原則として月の利用日数のうち 1 日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。 |
| キ | 「オ」が通所により行われ、あわせて「カ」の評価等も行われた場合、「カ」による通所に置き換えても差し支えない。 |

(2) 本市への届出

事前に、「就労系障害福祉サービスにおける在宅利用の届出書（令和7年度）」（様式は別添）を、利用者が支給決定を受けた区、支所ごとに分けて、該当する各区・支所保健福祉センター障害保健福祉課へ、郵送又は持参により提出してください。

なお、様式（別添）は、京都市情報館に掲載しています。

※ 届出書は年度ごとに提出が必要です。昨年度以前に届出書を提出している事業所につきましても、改めて届出書の提出をお願いいたします。

※ 届出書の提出がない場合や、実際のサービス提供において要件を満たしていない場合などには、後日、報酬返還の対象となることがありますので、御注意ください。

【問合せ】

京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室 施設福祉担当
電話：075 - 222 - 4161